

利用者氏名 _____ 様

居宅介護支援サービスにかかる重要事項説明書

1. 事業者

法人名	甘楽富岡農業協同組合	住 所 (本所)	群馬県富岡市富岡 2 6 3 8 - 1
代表者名	代表理事組合長 今井 善圓	電話番号 (本所)	代表 0274-62-0001

2. 事業の目的と運営方針

(目的)

利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した生活を営むことができるように、利用者の選択に基づき居宅サービスが総合的かつ効果的に提供されるよう援助を行います。

(方針)

- ①利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、公正中立にサービスを行います。
- ②市町村、介護保険施設、居宅サービス事業者等との連携に努めます。

3. ご利用事業所 (福祉課) JA 甘楽富岡ふれあい福祉サービス

事業部署	生活福祉部 福祉課	住 所	群馬県富岡市下高尾 462-2
福祉課長	茂木 則征	電話番号	代表 0274-63-6422

居宅 介護 支援 事業所	介護保険事業所番号	1 0 7 1 0 0 0 0 4 4
	住 所	群馬県富岡市下高尾 4 6 2 - 2
	管理者名	黒田 正美
	居宅介護支援専門員 (ケアマネジャー)	
	連絡電話番号	TEL 0 2 7 4 - 6 3 - 6 4 2 2
	24 時間対応	夜間休日 0 2 7 4 - 6 3 - 6 4 2 2
サービス提供地域	富岡市、甘楽町、下仁田町、南牧村	

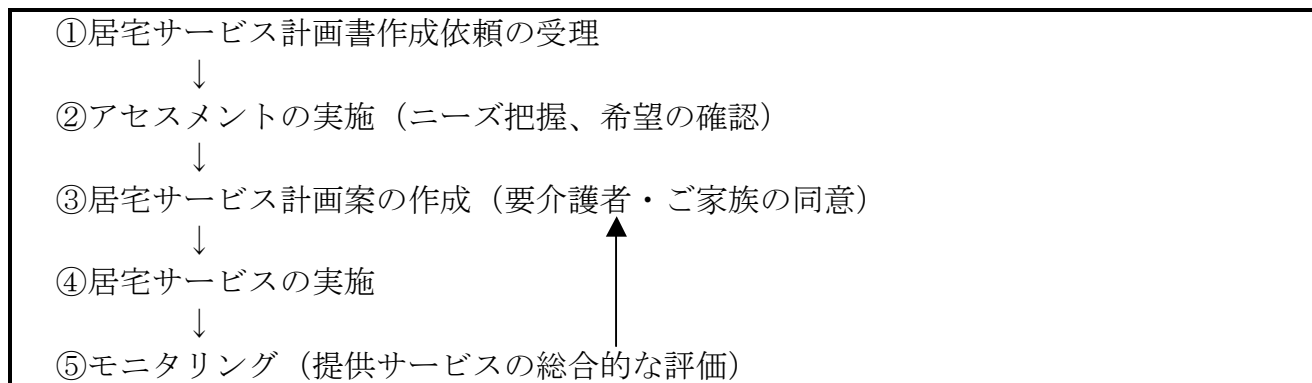
4. ご利用事業所の職員体制

職 種	人 員
管 理 者	1 名 (居宅介護支援員兼務)
居宅介護支援専門員	3 名 (常勤 3 名)
事 務 員	1 名

5. 営業日・営業時間・休日

営業日	営業時間	休 日
月曜日～金曜日	8:30～17:15	土曜・日曜・祭日・年末年始 12/30～1/4 まで

6. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れ



7. 居宅介護支援サービスの内容

- (1) ご利用者の日常生活の状況及び希望を踏まえて、居宅サービス計画（ケアプラン）の作成を行います。
- (2) 作成した居宅サービス計画は、ご利用者又はご家族に説明し、同意を得た上で提供します。
- (3) 基本的に毎月1回はご利用者宅を訪問し、居宅サービスの実施状況の把握を行います。
- (4) 居宅サービス計画の変更を希望される場合は、速やかに対応し、サービス提供事業者等への連絡調整等を行います。
- (5) 必要に応じ、サービス提供事業者との担当者会議を開催し、居宅サービス計画の作成、見直しを行います。
- (6) 要介護認定時や更新の際も、再度ご利用者の日常生活の状況及び希望を踏まえて、適切な居宅サービス計画の検討・作成を行います。
- (7) 介護保険にかかる給付管理に関する業務を行い、関係機関との連絡調整を行います。
- (8) 居宅介護支援サービスに関する苦情、居宅サービス計画に基づいて提供された居宅サービスに関する苦情について、いつでも対応いたします。

8. サービス利用料金等

- (1) 利用料金等
 - ① 要介護認定を受けられた方は、介護保険から全額支給されるので自己負担はありません。料金表は別紙明細のとおりです。
 - ② ただし、保険料の滞納等により、介護保険給付金が直接事業者を支払われない場合、1ヶ月につき法令に定められた金額（10割負担）をいただきます。
その場合は、当事業所が発行する証明書をもって、市町村の窓口に提出いただきますと、全額払戻を受けることができます。
- (2) サービス提供地域外の場合の交通費
通常の事業の実施地域を越えて行う場合の交通費は次の金額を徴収します。
* 実施地域を超えてから往復距離に1kmあたり（1km未満の端数は切り上げ）30円を乗じた額

9. 苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

J A 甘楽富岡 生活福祉部 福祉課	茂木則征	TEL 0 2 7 4 - 6 3 - 6 4 2 2
居宅介護支援事業所	黒田正美	TEL 0 2 7 4 - 6 3 - 6 4 2 2

関係市町村等相談窓口連絡先

富岡市 TEL 0 2 7 4 - 6 2 - 1 5 1 1	下仁田町 TEL 0 2 7 4 - 8 2 - 2 1 1 1
甘楽町 TEL 0 2 7 4 - 7 4 - 3 1 3 1	南牧村 TEL 0 2 7 4 - 8 7 - 2 0 1 1
国民健康保険団体連合会 TEL 0 2 7 - 2 9 0 - 1 3 2 3	

10. 事故等緊急時の対応

サービスの提供中に容態の急変・事故等が発生した場合は、主治医、救急、ご家族等へ連絡をいたします。

主治医 (かかりつけ医)	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	

11. 損害賠償責任

事業者は、居宅介護支援サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命、身体又は財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

12. 秘密の保持

事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者又はその家族に関する個人情報については、利用者の生命・身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後も第三者に漏らしません。

13. 虐待の防止

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止の為、次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待を防止する為の従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) サービス提供中に当該事業所従業者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。
- (4) その他虐待防止のために必要な措置

14. 身体拘束等の原則禁止

- (1) 事業者は、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束」という。）を行わない。
- (2) 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

15. 業務継続計画の策定等

- (1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- (2) 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- (3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

16. 第三者評価

実施なし

17. 内容・手続きの説明

- (1) 利用者は複数の指定居宅サービス事業者を紹介するよう求めることができる。
- (2) 利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができる。

居宅介護支援サービス利用基本契約書

J A甘楽富岡ふれあい福祉サービスの居宅介護支援サービスについて、次の契約を締結します。

(契約の目的)

第1条 事業者は、介護保険に関する法令の趣旨にしたがい、公正中立な立場から、利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう居宅サービス計画を作成するとともに、指定居宅サービス等の提供が確保されるようサービス提供事業者との連絡調整等、便宜の提供を図ります。

(契約期間)

第2条 本契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。但し、契約期間満了の7日前までに利用者から更新拒絶の意思表示がない場合には、本契約は同じ内容で更新されるものとし、その後も同様とします。

(居宅介護支援の担当者)

第3条 事業者は、介護保険法に定める介護支援専門員を利用者への居宅介護支援サービスの担当者として任命し、その選定又は変更を行った場合は、利用者にもその氏名を通知します。

(居宅介護支援サービスの内容)

第4条 事業者は、利用者が居宅サービスを適切に利用することができるように、利用者の心身の状況、置かれている環境ならびに利用者及び家族の希望等を勘案し、居宅サービス計画の作成など下記のサービスを提供します。

- (1) 居宅サービス計画の作成
- (2) 居宅サービス事業者等との連絡調整その他便宜の提供
- (3) サービスの実施状況の把握及び居宅サービス計画等の評価
- (4) 介護保険に関する給付管理
- (5) 介護サービス等に関する相談・説明
- (6) 要介護認定申請・更新に対する援助等

(居宅サービス計画の変更)

第5条 事業者が居宅サービス計画の変更を必要と判断した場合又は利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合には、事業者は利用者の意見を尊重するとともに、事業者と利用者の双方の合意をもって居宅サービス計画を変更することとします。

(利用者負担金)

第6条 介護保険制度に基づく居宅介護支援サービスについては、基本的に利用者負担はありません。

ただし、保険料の滞納等の場合は、全額自己負担となる場合があります。

- 2 また、利用者の住所地が通常のサービス地域外の場合は、交通費の支払いが必要となる場合があります。

(サービス提供の記録等)

- 第7条 事業者は、提供した居宅介護支援サービスの内容に関する記録を行うとともに、5年間保管します。
- 2 利用者もしくはその代理人はいつでも前項の記録の閲覧・複写を求められます。

(守秘義務等)

- 第8条 事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者又はその家族に関する個人情報については、利用者の生命・身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後も第三者に漏らしません。
- 2 前項にかかわらず、あらかじめ文書により利用者又はその家族の同意を得た場合は、一定の条件の下で個人情報を利用できるものとします。
 - 3 事業者は、本契約の終了に伴い利用者が希望する場合に限り、利用者が指定する事業者等への関係記録の複写（引き継ぎ）を行うこととします。

(苦情対応)

- 第9条 利用者及び家族は、提供した居宅介護支援サービスに苦情がある場合又は居宅サービス計画に基づいて提供された居宅サービスに関して苦情がある場合は、事業者、市町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも申し立てることができます。
- 2 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申し立てがあった場合には、迅速かつ誠実に対応します。
 - 3 事業者は、利用者が苦情申し立て等を行ったことを理由として何らの不利益な取扱いをすることはありません。

(契約の終了)

- 第10条 次のいずれかの事由が発生した場合、この契約は終了するものとします。
- (1) 利用者が死亡した場合
 - (2) 要介護認定により利用者の心身の状況が自立と判定された場合
 - (3) 利用者が介護保険施設に入所した場合
 - (4) 第2条の規定により更新拒絶の意思表示がされた場合
 - (5) 第11条、第12条に基づき本契約が解約又は解除された場合

(利用者の解約権・解除権)

- 第11条 利用者は、事業者に対しいつでも7日間以上の予告期間をもって、この契約を解約することができます。
- 2 利用者は、以下の場合には、直ちにこの契約を解除できます。
 - (1) 事業者が、正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - (2) 事業者が、守秘義務に違反した場合
 - (3) 事業者が、利用者の身体・財産・名誉等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うなど、本契約を継続しがたい重大な事由が認められる場合

（事業者の契約解除）

第12条 事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には、文書により本契約を解除することができます。

- （1）利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- （2）利用者が、故意又は重大な過失により事業者および介護支援専門員の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約の目的を達することが困難となった場合

（損害賠償責任）

第13条 事業者は、居宅介護支援サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命、身体又は財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

（協議事項）

第14条 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため本書2通を作成し、利用者、事業者が署名または記名のうえ、各1通を保有するものとします。

【居宅介護支援サービス利用料金】

- 要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので、利用者のご負担はありません。
 ○保険料の滞納等の理由により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合は、1ヶ月あたり次表の料金をいただき、サービス提供証明書を発行します。このサービス提供証明書を、後日お住まいの市町村の窓口に出すと、保険給付分の払い戻しを受けられます。

事業所の取り扱い件数	利用者区分	料金（1ヶ月あたり）
45件未満の場合	要介護1・2	10,860円
	要介護3・4・5	14,110円

○その他の料金は次表のとおりです。

区 分		料 金
初回加算	新規に居宅サービス計画を策定した場合 要介護状態区分が2段階以上変更となった場合	300単位/月
入院時情報連携 加算（Ⅰ）	病院又は診療所に対し、当該病院又は診療所の職員に対し 入院した日のうちに情報提供を行った場合	250単位/月
入院時情報連携 加算（Ⅱ）	病院又は診療所に対し、当該病院又は診療所の職員に対し 入院した日の翌日または翌々日に情報提供を行った場合	200単位/月
ターミナルケア マネージメント加算	ターミナル期に頻回に利用者の状態変化の把握等を行い、 主治の医師等や居宅サービス事業者へ情報提供した場合	400単位/月
緊急時等居宅 カンファレンス加算	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員 と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い必要 に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合 1月に2回を限度として算定できる	200単位/月
特定事業所 加算（Ⅲ）	算定要件を満たした場合	323単位/月
実費負担	往復の交通費（通常の事業実施地域外のみ）	30円/km
	複写物の交付	実 費
特定事業所 集中減算	正当な理由なく、前6ヶ月間に作成されたケアプランに位 置付けられた居宅サービスのうち、訪問介護、通所介護、 地域密着型通所介護、福祉用具貸与について特定の事業所 （法人単位）の割合が80%以上である場合	▲200単位/月

※ 詳細については、別に定める「居宅介護支援重要事項説明書」とおりです。

個人情報使用同意書

1. 使用する目的

(1) 内部での利用

- ①介護サービスの利用者等に提供する介護サービス
- ②介護保険事務
- ③介護サービスの利用者に係る事業所等の管理運営業務のうち、
 - 1)入退所等の管理
 - 2)会計・経理
 - 3)事故等の報告
 - 4)介護サービスの向上

(2) 他の事業者等への情報提供

- ①事業所等が利用者等に提供する介護サービスのうち、
 - 1)当該利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）や照会への回答
 - 2)その他業務委託
 - 3)家族等への心身の状況説明
- ②介護保険事務のうち、
 - 1)保険事務の委託
 - 2)審査支払機関へのレセプトの提出
 - 3)審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ③損害賠償などに係る共済連等への相談又は届出等

(3) 上記以外の利用

- 介護関係事業者の管理運営業務のうち、
 - 1)介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - 2)学生の実習への協力

2. 利用範囲

(1) 介護保険法で義務として明記されているもの

- ①サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- ②居宅介護支援事業者等との連携
- ③利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ④利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等

(2) 行政機関等への対応として義務づけられているもの

- ①市町村による文書等提出等の要求への対応
- ②厚生労働大臣又は都道府県知事による報告命令、帳簿書類等の提示命令等への対応
- ③都道府県知事による立入検査等への対応
- ④市町村が行う利用者からの苦情に関する調査への協力等
- ⑤事故発生時の市町村への連絡

3. 使用する期間

令和_____年_____月_____日から J A介護サービスの契約終了まで

4. 使用条件

- (1) 個人情報の提供は必要最小限とし、提供にあたっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
- (2) 個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録しておくこと。
- (3) J Aが定める個人情報保護方針および規程等を遵守すること。
- (4) 個人情報使用にあたり、予め利用者及びその家族の同意を得るものとする。

1. 私は、居宅サービス利用基本契約書並びに、サービス内容および重要事項の説明を受け同意しました。
2. 私（利用者及びその家族）の個人情報については、記載内容のとおり必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

本契約及び同意書を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名または記名のうえ、各1通を保有するものとします。

令和____年____月____日

○利用者 住所 _____

氏名 _____

ご家族（または代理人） 住所 _____

本人との続柄または

関係

氏名 _____

(_____)

○事業者 甘楽富岡農業協同組合
代表理事組合長 今井 善圓

説明者 氏名 _____

令和____年____月____日

初回説明事項からの変更

変更事項： _____ 月 ____ 日説明
 変更事項： _____ 月 ____ 日説明
 変更事項： _____ 月 ____ 日説明
 変更事項： _____ 月 ____ 日説明